## 借入申込書

(一般貸付·特別貸付/生活衛生貸付用) 株式会社日本政策金融公庫 (国民生活事業)



裏面の「公庫におけるお客さまの情報の取扱に関する同意事項」にご同意のうえ、ご記入ください。

ご記入日	令和 2 年 3 月	/ 日		プロロログ ☎( 0分)-( 3/20 )-( XXXX) 注 チョダン オオテスチ			
	引(ゴム印でもかまいません。) コウかワ ショウテン			テョダク オオテマナ 十代田区大手町 /-9-4 [本店所在地の不動産]			
株式	会社 甲川商店		肝仕地				
45	大人代表者の方のお名前			ビル・マンション名 (			
込 自署でお願いします (ゴム印は使用しないでください)。			Ŧ□□	<b>a</b> ( )-( )-( )			
$\begin{vmatrix} 1 \end{vmatrix}$ フリガナ コウ かり タ ロウ $\begin{vmatrix} 1 \end{vmatrix}$ 名 $\begin{vmatrix} 1 \end{vmatrix}$ コリ 大 $\begin{vmatrix} 1 \end{vmatrix}$ コス							
	山太郎		営業所 所在地	同上 常有·借用			
個人事業主の方・法人代表者の方の 【生年月日 大・個・平・令 5 6年 // 月 × 日							
	, -			ビル・マンション名 ( 号室)			
お申込金額	500	万円	71111111111111111111111111111111111111				
			L	または 新宿区 四新宿/-/4-9 (前電・借用) [			
お借入希望日	4 月 .	<b>7</b> =	自宅住所	[ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]			
				ビル・マンション名 ( <b>西新宿ハイツ30/</b> 号室)			
ご希望の返済期間 ケ 元金 ① 希望なし				お申込人・代表者 ( 090)-( /ユシ4 )-( xxxx			
(元金据置期間を含みます。)	年 据 置 2 令和 年 月	まで希望	携帯電話	上記以外の方[ ] ( ) - ( ) - (			
毎日の~近は ~季切の近は日に 5日・10日 <b>(15日)</b> 20日・25日・末日			メ ー ル アドレス	Kougawa «xxx.xx.xx			
毎月のご返済   ご希望の返済日に   3 日・10日   13日 20日・23日   20日・23日   (金融機関によっては、ご利用いただけあります。)			創業年	(個人で創業された後、法人を設立された方は、個人で創業された年月)			
			業	種 菓子製造業(卸) 従業員数 (家族從業員を含みます。) 4			
ご返済金の お支払方法 口座振	潜ししししし	信用金庫	移	院柄 お 名 前 年齢 ご職業・学年 <b>ナ 7リガナ コクかク オズコ</b>			
	信用組合・		お申	妻 甲川 和子 38 家業			
立の	<b>♪00</b> 万円   設備資金 <b>♪</b> 0 ₹当する項目に○を付けてください。)	00 万円	申込人または	男",一步 3 学生			
お   (1) 商品、材料化	上入   ① 店舗·工場			(小中高·大·他 / 年			
(注) (2) 買掛、手形活 (3) 諸経費支払	(3) 機械設備	2 m hi.	法人代表者	(大) (1) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大			
(注) (4) 公庫資金借替(5) その他       (4) 車両       (5) その他         当公庫とのお取引       有・(無)(とこで当公庫をお知りになったかA素,B番から1つずつ談当するものに〇を付けてください。)				フリガナ・ジロウ			
A群:1公庫 2商工会議所·商工会 3生衛組合・指導センター 4金融機関 5税理士			の方のご	二男 "二郎 9 学生 (P)中·高·大·他 3 年			
B群(1)口コミ 2ホームページ 3相談会 4セミナー、イベント				フリガナ			
	、メールマガジン 6新聞、雑誌等の	(Andreas Archarda and Andreas					
(注)原則として、他の金融機関の借入金のお借替えにはご利用いただけません。公庫資金においても、お借替えいただけない制度があります。 - 世保。保証の条件をご選択ください(選択された内容により、適用される利率が思なります)							
世保・保証の条件をご選択ください。(選択された内容により、適用される利率が異なります。)							
また、法人のお客さまは、 <b>Bのいずれかの</b> □に〈印をお付けください(個人のお客さまは、原則として無保証人でご利用いただけます。)。							
なお、各種制度の適用にあたっては一定の要件に該当することが必要です。くわしくは、公庫の窓口までお問い合わせください。							
			のお客さる	_			
A 不動産等の担保の提供を R :			经定名保	R証の提供を			

☑ 希望しない。

### 

□ 希望する。※(根)抵当権の設定等の手続きが必要です。

**全**希望しない。

お申込および融資契約手続きは、インターネット上で行うことができます。 融資契約手続きについては、日本公庫電子契約サービス(国民生活事業)をご利用ください。 くわしくは、公庫ホームページ(https://www.jfc.go.jp/)をご覧ください。



□ 希望する。 裏面の「連帯保証に関するご案内」を必ずお読みください。



### - 公庫におけるお客さまの情報の取扱に関する同意事項 -

#### 1 お客さまの情報の利用目的

この借入申込書および提出書類によりご提供いただきましたお申込人(法人の場合は代表者の方を含みます。)、そのご家族(法人の場合は代表者の方のご家族)および予定連帯保証人の方の情報の利用目的は次のとおりといたします。

なお、予定連帯保証人ご本人さまに利用目的についてのご同意をご確認ください。ご契約時には、連帯保証人ご本人さまに利用目的についてのご同意を書面にて確認させていただきます。

- ① お客さまのご本人の確認(融資制度等をご利用いただく要件等の確認を含む。)
- ② ご融資のお申込の受付、ご融資の判断およびご融資後・お取引終了後の管理
- ③ ご契約の締結、法律等に基づく権利の行使や義務の履行
- ④ アンケートの実施等による調査・研究および参考情報の提供
- ⑤ 融資制度等のご案内のためのダイレクトメールの発送等(任意)
- ⑥ ご質問、お問い合わせ、公庫からの照会その他お取引を適切かつ円滑 にするための対応

# ⑤の利用目的の同意につきましては、任意ですので、同意されない方は、次のチェック欄□にく印を付けてください(お借入の可否の判断には関係ございません。)。

□公庫が⑤の利用目的で利用することに同意しません。

### 2 個人信用情報機関の利用・個人信用情報機関への登録等

- ① 公庫は、公庫が加盟し利用・登録する個人信用情報機関(注の1)(以下「加盟信用情報機関」といいます。)および同機関と提携する個人信用情報機関(注の2)(以下「提携信用情報機関」といいます。)に対し、氏名、生年月日、住所、電話番号等のお申込人本人(法人の場合は代表者本人。以下同じ。)を特定するための情報を基に、信用情報(a.信用情報機関に加盟する事業者から提供された契約内容・返済状況等の情報、b.信用情報機関が収集したそれら以外の情報、及びc.信用情報機関が保有する情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報及びその関連情報をいいます。以下同じ。)を照会し、支払能力・返済能力の調査に利用させていただきます。
- ② お申込人本人を特定するための情報及びお申込の事実は、加盟信用情報機関に6ヵ月間登録されます。
- ③ 加盟信用情報機関は、保有する信用情報を、信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理並びに信用情報の分析等の処理及びそれに基づく数値等の情報の算出に利用するほか、同機関の加盟事業者に信用情報(a、b及びc)を、提携信用情報機関の加盟事業者へ信用情報(a)を提供し、各加盟事業者は、支払能力・返済能力の調査にそれを利用します。
- (注)個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用方法等(株式会社シー・アイ・シーにあっては、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」を含みます。)は、各機関のホームページに掲載されています。
  - 1 公庫が加盟し利用·登録する個人信用情報機関 株式会社 シー・アイ・シー (https://www.cic.co.jp/) [TEL 0570 666 414]
  - 2 前1の機関と提携する個人信用情報機関 全国銀行個人信用情報センター(https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/)〔TEL 03-3214-5020〕 株式会社 日本信用情報機構 (https://www.jicc.co.jp/)〔TEL 0570-055-955〕

### ・連帯保証に関するご案内

重要な事項が記載されておりますので、次の連帯保証に関するご案内をお読みください。

① 連帯保証人の責務

借主の方に約定どおりご返済いただけない場合、借主の方に代わり、連帯保証人の方にご返済いただく ことになります。

② 連帯保証人の特徴

連帯保証人の方は、次の事由がある場合においても公庫からのご返済の請求を拒むことはできません。

ア. 公庫が借主の方へご返済の請求を十分に行っていないこと。

イ. 借主の方が資産を所有していること。

③ 連帯保証人の 責任の範囲 複数の連帯保証人の方がいる場合であっても、連帯保証人の方それぞれが、お借入金、利息および損害金(以下「お借入金等」といいます。)ならびにお借入金等から生じる一切の債務の全額について責任を負担することとなります。

④ 連帯保証契約前の 承諾事項

- ・借主の方は、契約締結時までに、連帯保証人の方に借主の方の財産および収支の状況等の内容について情報提供することが法律で定められています(民法第465条の10)。
- ・連帯保証人の方は、借主の方から、借主の方の財産および収支の状況等の内容について確認するために必要な資料の提供を受け、ご承諾いただいたうえで、連帯保証していただきます。

### ・添付書類のご案内(個人と法人でお申込時に必要な書類が異なります。)・

П	個人営業の方	・最近2期分の申告決算書
	法人営業の方	・最近2期分の確定申告書·決算書(勘定科目明細書を含む。) ・最近の試算表(決算後6ヵ月以上経過している場合または 事業を始めたばかりで決算を終えていない方)
	生活衛生貸付 をお申込みに なる方	上記のほか、原則として都道府県知事の「推せん書」 (設備資金の申込金額が500万円以下の場合は不要です。) または「振興事業に係る資金証明書」
	よじめてご利用 こなる方	・企業概要書 ・運転免許証(両面)、マイナンバーカード(表面のみ)またはパスポート(顔写真のページおよび現住所等の記載のあるページ) ・法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本 (法人営業の方)
;	電子契約サービ スをはじめてご 利用になる方	・日本公庫電子契約サービス(国民生活事業)利用申込書 ・送金先口座の預金通帳コピー(表紙・見開き1ページ目)(注) (注)返済口座としてご利用中の預金口座を送金先とする場合 は不要です。

☆ これから創業する方や創業直後で決算がお済 みでない方は、創業計画書が必要です。

創業計画書の様式は、ホームページに掲載して おりますが、お客さまご自身が作成されたもので も結構です。

なお、創業計画書をご提出いただく場合、企業 概要書のご提出は不要です。

- ☆ 設備資金の場合は<u>見積書</u>、担保の提供をご希望 の場合は<u>不動産の全部事項証明書または登記簿謄</u> 本等が必要です。
- ☆ 飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営ん でいる方は許認可証が必要です。

(このお申込書および法人の履歴事項全部証明 書等はお返しできませんので、あらかじめご 了承ください。